

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 雨 宮 隆 介	所属庁・官職 仙台地方裁判所判事補	派遣先 英国（ウェールズ） カーディフ大学
提 出 書 面 平成26年4月4日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月1日から同月31日まで） 引き続き、カーディフ大学ロースクール(Cardiff Law School)において聴講 平成26年3月1日 国会議事堂 (Houses of Parliament) を訪問 平成26年3月19日 ウェールズ議会 (Senedd) を訪問		
キーワード欄		
・カーディフ大学ロースクールにおける聴講		
・カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センターにおける裁判傍聴		
・英国国会議事堂及びウェールズ議会をそれぞれ訪問		

平成26年4月4日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（カーディフ大学）

仙台地方裁判所判事補 雨宮 隆介

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年3月1日から同月31日までの英国における海外留学研究につきまして、別紙のとおり御報告いたします。

敬具

(別紙)

第1 カードیف・ロー・スクールでの講義聴講

引き続き、カードیف・ロー・スクールにて、講義の聴講を行っている。契約法の講義では、契約不履行に関する責任を重点的に扱い、労働法においては、争議行為 (Industrial Action) に関する講義が行われていたが、3月末をもって、少々早いものの、予定されていた講義の全範囲が終了した。今後は、これまでの講義内容の復習に時間を費やしたい。

第2 英国国会議事堂及びウェールズ議会への訪問

1 英国国会議事堂への訪問

平成26年3月1日、休日を利用して、ロンドンの Westminster 所在の国会議事堂 (Houses of Parliament) を訪問した。同国会議事堂は、英国籍のない者に対しても、基本的に土曜日のみガイド・ツアーを提供しているところ、英国は議会制民主主義を発展させた国といわれていること、平成21年(2009年)10月1日に英国最高裁判所 (the Supreme Court of the United Kingdom) が設置されるまで、英国における最高裁判所としての機能は同国会議事堂内の上院 (House of Lords) が担っていたという歴史的経緯があることから、同国会議事堂を見学する価値があるものと思い、訪問することとした。

上記ツアーにおいては、大要、国会が上院及び下院 (House of Commons) から構成されていること、上院の議員は MPs (Members of Parliament) と呼ばれ、選出された選挙区を代表する役割を担っていること、一方で、下院の議員は、その多くが総理大臣の助言に基づき女王により指名される一代貴族 (Life Peers) であり、英国民すべての利益のために活動することとなっていること、法案は通常1会期 (通常は11月から翌年11月まで) において審理され、上院又は下院のいずれからも審理され得ること、上院及び下院の各議員において議案提出権が認められているものの、法案の多くが政府から発案されており、法律家によって草稿が作成されていること等の説明を受けた。立法に関する制

度としては我が国と似ている部分が多いものの、上院それ自体については英国らしさが残されているように思われた（内装に関しても、上院と下院とで大きな差がみられるところであった。）。

2 ウェールズ議会への訪問

平成26年3月19日、カーディフ・ベイ（Cardiff Bay）にあるウェールズ議会（Senedd。ウェールズ語で「議会」（Parliament）を意味する言葉である。）を訪問した。同訪問においては、議会内の見学のほか、議会職員によるウェールズ議会に関する一般的説明を受ける機会も設けていただいた。同説明においては、ウェールズが自治権を獲得するまでの歴史の概観、現在のウェールズにおける立法過程のほか、大要、ウェールズ議会においては英語又はウェールズ語の使用が認められているが（ウェールズ語の発言のみ、英語に通訳されることがであった。）、ウェールズ語を使用できることは議員資格とはなっていないこと、現在ウェールズ議会に与えられている自治権は22の項目に限られており、刑事司法制度等については、未だ自治権がないこと等を伺った（スコットランドにおいては、刑事事件を扱う最高裁判所がイングランドと独立して設置されていることと対照的である。）。周知のとおり、英国は、イングランド

（England）のほか、主に、カーディフを首都とするウェールズ（Wales）、スコットランド（Scotland）及び北アイルランド（Northern Ireland）から構成される国であり、これら4つの国においては文化、言語等の点で多様性がみられるところである（なお、近年のウェールズの歴史や司法制度の変遷等に関する概観については、平成20年度研究員である高橋信幸裁判官作成の第5回報告書簡が詳しい。）。一方で、法文化という観点からすると、これまで研究した限りでは、England and Walesという言葉が存在するように、ウェールズにおいて独自の法文化を形成しているものとはいえない面が見受けられるように思われる。近年、一部の刑事司法制度におけるウェールズへの権限移譲が話題となっているところでもあり、現在ウェールズにおいて生活をしている身とし

て、また、1人の法曹として、英国における自治権委譲（Devolution）を学ぶ大変良い機会となった。

第3 今後の予定

平成26年3月においては、各種調査に従事していたため、裁判傍聴の時間をとることができなかった。来月以降は、これまでのように裁判傍聴もしつつ、講義内容の復習を通じ、英国の法制度の理解をこれまで以上に深化させていきたい。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 雨 宮 隆 介	所属庁・官職 仙台地方裁判所判事補	派遣先 英国（ウェールズ） カーディフ大学
提 出 書 面 平成26年5月6日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月1日から同月30日まで） 引き続き、カーディフ大学において聴講した授業内容の復習 引き続き、カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センター（Cardiff Civil Justice Centre）を訪問、裁判傍聴、意見交換等 引き続き、カーディフ・クラウン・コート（Cardiff Crown Court）を訪問、裁判傍聴、意見交換等		
キーワード欄		
・カーディフ大学所属の [REDACTED] との会食		
・カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センターにおける裁判傍聴		

平成26年5月6日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（カーディフ大学）

仙台地方裁判所判事補 雨宮 隆介

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年4月1日から同月30日までの英国における海外留学研究につきまして、別紙のとおり御報告いたします。

敬具

(別紙)

第1 カーディフ大学所属の [] との会食

カーディフ大学においては、数人の研究者と交流をさせていただいているところであるが、先日、知人の研究者からカーディフ大学において講師をされている [] をご紹介いただき、平成26年4月8日、同講師と昼食を一緒にする機会があった。

[] は、知的財産法を専門に研究されているところ、昨年の春に研究等のために日本に滞在されたこともあり、日本に対する関心がおありとのことで、この度お会いする機会に恵まれた。[] とは、互いの関心分野、日本と英国との法文化の違い等について率直に意見交換させていただいたが、[] と見解が一致したことは、日本と英国の法文化について、理論的な面においては様々な違いがみられるところであるが、実務的な面から考察すると大きな違いは見られないのではないか、という点であった。残念ながら、私には知的財産法に関する事件を扱った経験がなく、また、昼食という限られた時間内での意見交換であったため、[] の研究分野に関する詳細なお話を伺うことはできなかったが、日本において研究されたご経験のある法律家とお話をさせていただいたことは大変貴重な機会であった。

第2 カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センターにおける裁判傍聴

- 1 引き続き、カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センター (Cardiff Civil Justice Centre) 及びカーディフ・クラウン・コート (Cardiff Crown Court) に赴き、事件傍聴、裁判官との意見交換等をさせていただいているが、カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センターにおいて事件を傍聴した際に感じた印象的な点について、御報告したい。
- 2 和解に関する取り組み方について、日本で見られるような当事者等を交互に法廷等と呼び入れてそれぞれの意見を順次聞くなどして和解を進めるというやり取りをする裁判官はおらず、基本的には、双方立会いの元で和解を進める

ことが多い。もつとも、期日に先立ち、双方代理人及び裁判官のみで、前回期日以降の状況及びそれを踏まえた今後の見込み、方針等を話し合った上で（時には、期日においてどのように当事者を説得させるのが効果的かを三者において話し合った上で）、改めて当事者とともに代理人らを入室させ、（主に裁判官が）和解に向けて説得を試みるという光景が少なくないように思われ、このような取組みがされた事案のほとんどにおいて、和解が短期間で成立しているように感じた。前回報告書簡で指摘させていただいた弁護士と裁判官の関係が、このような運用の一助となっているのではないかとも思うところである。

第3 今後の予定

引き続き、これまで受けた講義内容の復習をするとともに、裁判傍聴にも積極的に出かける予定である。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 雨 宮 隆 介	所属庁・官職 仙台地方裁判所判事補	派遣先 英国（ウェールズ） カーディフ大学
提 出 書 面 平成26年6月3日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月1日から同月31日まで） 引き続き、カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センター（Cardiff Civil Justice Centre）を訪問、裁判傍聴、意見交換等		
キーワード欄 ・カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センターにおける裁判傍聴		

平成26年6月3日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（カーディフ大学）

仙台地方裁判所判事補 雨宮 隆介

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年5月1日から同月31日までの英国における海外留学研究につきまして、別紙のとおり御報告いたします。

敬具

(別紙)

第1 カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センターにおける裁判傍聴

1 引き続き、カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センター (Cardiff Civil Justice Centre) に赴き、事件傍聴、裁判官との意見交換等をさせていただいている。先日、カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センター (郡裁判所に該当する裁判所) においてトライアルを傍聴していた際、裁判官が判決を口頭にて言い渡していたところ、原告が指摘する高等法院に関する判決について、その要旨を説明した上で、簡にして要を得た理由 (事例を異にするという理由) とともに、同判決の結論を採用することはできないと説示していたことがあった。今回は、英国における先例拘束性について、日本と異なる点の概略を御報告したい。

2 英国においては、日本とは異なる先例拘束性の原理 (the doctrine of precedent もしくは Stare decisis) が存在する。先例には大きく分けて2種類あり、1つは Binding precedent (拘束されるべき先例)、もう1つが Persuasive precedent (説得力のある先例) と呼ばれる。拘束されるべき先例は一定の要件を満たした場合に必ず後訴を拘束するが、説得力のある先例については、一定の要件を満たしたとしても、同先例に沿って判断をするか否かは後訴裁判官の裁量に委ねられる。このように先例として2種類を観念するという点は日本と異なるところであるが、もう1つ大きな違いとしては、下級審判決についても先例 (上記2つの意味での先例を含む。) としての拘束性を有する場合があります、その範囲が広いということである。英国の裁判所の構造について、最高裁判所 (Supreme Court) を頂点として (ヨーロッパ法等に関する事案については European Court of Justice を頂点とする。), 控訴院 (Court of Appeal), 高等法院 (High Court), 王立裁判所 (Crown Court), 郡裁判所 (county court) 及びマジストレイツ・コート (Magistrates' Court) が存在するところ、控訴院の判断は原則として控訴院自ら (民事事件については Young v. Bristol

Aeroplane Co. Ltd [1944] KB 718, CA, 刑事事件については R v. Gould [1968] 2 QB 65, CA 御参照。) 及び下級裁判所も拘束し得、高等法院の判断は原則として下級裁判所をも拘束し得るとされる（高等法院の Divisional Courts（2人以上の裁判官により構成される。）による判断は原則として高等法院を拘束するが、それ以外の高等法院による判断は、高等法院自身を拘束しない。）。

3 私が先日傍聴した際に見たものは、まさに、下級裁判所における先例の拘束性に関する説示等であつた。説示の方法それ自体として特段真新しさはないものの、英国における先例拘束性の実務を見ることができた瞬間であつた。

なお、先例とは何かを的確に把握するために必要なことは、一般的に、the material facts（結論を左右する法的事実）とそうでない一般的な事実を区別すること、the ratio of the case（事案の結論を導くに当たって必須となる法的ルール）と obiter dicta（the ratio of the case 以外の法的ルール）を区別することであるとされる。この点は、我が国においていわゆる判例の射程等を検討する際に有益な視点であると言われているところと、ある程度共通するように思われる。

第2 今後の予定

引き続き、講義内容の復習をするとともに、裁判傍聴にも出かけつつ、後任への引継ぎも遺漏なく行いたい。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名 雨 宮 隆 介	所属庁・官職 仙台地方裁判所判事補	派遣先 英国（ウェールズ） カーディフ大学
提 出 書 面 平成26年7月7日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月1日から同年7月3日まで） 引き続き、カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センター（Cardiff Civil Justice Centre）を訪問、裁判傍聴、意見交換等 平成26年6月25日 カーディフ・ロー・スクール（Cardiff Law School）の [] と面談		
キーワード欄 ・カーディフ・ロー・スクールの [] と面談 ・カーディフ・シヴィル・ジャスティス・センターにおける裁判傍聴		

平成26年7月7日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（カーディフ大学）

仙台地方裁判所判事補 雨宮 隆介

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年6月1日から同年7月3日までの英国における海外留学研究につきまして、別紙のとおり御報告いたします。

敬具

(別紙)

第1 カードィフ・シヴィル・ジャスティス・センターにおける裁判傍聴

- 1 引き続き、カードィフ・シヴィル・ジャスティス・センター (Cardiff Civil Justice Centre) に赴き、事件傍聴、裁判官との意見交換等をさせていただいているが、カードィフ・シヴィル・ジャスティス・センターにおいて傍聴した際に感じた印象的な点について、御報告したい。
- 2 契約に基づく請求に関する事件において、被告（いわゆる本人訴訟）が請求原因事実を一部否認及び抗弁事実を主張しているにもかかわらず、原告が契約書を書証として提出しておらず、第1回期日が無為に経過したという事件があった。裁判官は、原告代理人に対し、このような事件において契約書を第1回期日に提出しないとは何事かと、大変厳しく叱責されていた。基本書証の重要性という訴訟の根幹部分における普遍性を感じたところであるが、それと同時に、英国においては、主として訴額に応じて分類された事件ごとに、費用対効果に見合った審理が志向されるようであり、上記事件も訴額としては高額ではなかったことから、無駄を極力省くことへの意識の高さを垣間見たところでもあった。

第2 カードィフ・ロー・スクールの [REDACTED] との面談

平成26年6月25日、帰国に先立ち、この1年間の御礼を申し上げるべく、[REDACTED] と面談をさせていただいた。面談の中では、これまでの私の1年間の過ごし方、英国や世界との対比におけるカードィフやウェールズの位置付け、これまでの私の経歴等、様々なお話をさせていただいた。私からは、日本の最高裁判所による海外派遣プログラムへのご理解に対する御礼を申し上げた上で、この1年間、大学では英国の法制度について学術的に学ぶことができた一方、裁判所に訪問する時間もあったことから実務的な側面も学ぶことができ、非常にバランスのとれた1年間であったこと、カードィフ・ロー・スクールのスタッフは非常に親切な方々

ばかりで、色々な集まりにお誘いいただき、カーディフにおける生活を一層豊かなものにしていただいたこと、私なりに感じたカーディフやウェールズの魅力等をお話させていただいた。[REDACTED]からは、カーディフに今後来ることがあれば是非連絡をしてほしいとの温かいお言葉を頂戴した。

第3 最後に

1年間という長期間における海外での研究を通じ、例えば、日本では採用されていない制度が英国では数十年前から採用されている一方で、日本では活発に議論されている事柄が英国では全く議論されていないということもないではなく、このように二国間の法制度等を比較する中で、これまで私の中では考える視点として全く有していなかった点が多くあったことに気づかされた。法制度に限らず、社会に関する制度は、その国の文化、国民性等の各国の特徴に大きく影響を受けるものであるから、例えば、英国に存在する制度をそのまま日本に導入することには慎重になるべき点も多いであろうし、その逆もまた然りであろう。もっとも、単純に、新しい視点を多く持つことは、よりよい制度設計を考えるという側面のみならず、個々の事件を検討する際にも、より多角的に事件を検討することができるようになるという意味において、非常に重要なものであると思われる。その点で、この度の1年間の海外派遣は、私にとって、国内では得がたい経験を得ることのできた貴重なものであったと考えている。出国から帰国まで幅広く多大なサポートをしてくださった秘書課の方々に深く御礼を申し上げて、報告書簡の終わりとしたい。

以上